

十九 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第13章の2 外貨建取引の換算等</p> <p style="text-align: center;">第1節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>(いわゆる外貨建て円払いの取引)</p> <p>13の2-1-1 <u>法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》に規定する外貨建取引（以下この章において「外貨建取引」という。）は、その取引に係る支払が外国通貨で行われるべきこととされている取引をいうのであるから、例えば、債権債務の金額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建取引には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）</u></p> <p>13の2-1-2 <u>法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》及び法第61条の9第1項第1号イ《発生時換算法の意義》の規定に基づく円換算（法第61条の8第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）は、その取引を計上すべき日（以下この章において「取引日」という。）における対顧客直物電信売相場（以下この章において「電信売相場」という。）と対顧客直物電信買相場（以下この章において「電信買相場」という。）の仲値による。ただし、継続適用を条件として、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用（原価及び損失を含む。以下この章において同じ。）又は負債については取引日の電信売相場によることができるものと</u></p>	<p style="text-align: center;">第13章の2 外貨建債権債務の換算等</p> <p style="text-align: center;">第1節 外貨建債権債務の換算</p> <p>(いわゆる外貨建て円払いの債権債務)</p> <p>13の2-1-1 <u>令第139条の2から第139条の8まで《外貨建債権債務の換算》の規定による円換算の対象となる外貨建債権債務（令第139条の2第1号《用語の意義》に規定する外貨建債権及び同条第2号に規定する外貨建債務をいう。以下同じ。）は、外国通貨で表示され、かつ、外国通貨で支払が行われるべきこととされている金銭債権債務をいうのであるから、たとえ外国通貨で表示されている金銭債権債務であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建債権債務には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

する。

(注)1 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場（以下この章において「為替相場」という。）も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの仲値（以下この章において「電信売買相場の仲値」という。）

(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

2 円換算に係る当該日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。以下この(注)2において同じ。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下この章において同じ。

(1) 当該日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。

(2) 当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場（当該日が取引日である場合には、取引発生時の相場）による。ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときもこれを認める。

3 本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金（社債を含む。以下この(注)3において同じ。）に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨

を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

4 法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等（以下この章において「外貨建資産等」という。）の取得又は発生に係る取引は、当該取得又は発生の時における支払が本邦通貨により行われている場合であっても、本通達の本文及び(注)1から3までを適用し、当該外貨建資産等の円換算を行う。

5 いわゆる外貨建て円払いの取引は、当該取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとする。この場合、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額は、13の2-1-11《製造業者等が負担する為替損失相当額等》により益金の額又は損金の額に算入される部分の金額を除き、当該債権債務の決済をした日（同日前にその決済額が確定する場合には、その確定した日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

（多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算）

13の2-1-3 法人が、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末、事業年度終了の時等一定の時点において本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している場合において、法第61条の8第1項《外貨建取引の換算》の規定の適用に当たり、各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとして13の2-1-2の取扱いを適用しているときは、これを認める。この場合、円換算に係る為替相場については、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することができるものとする。

（新 設）